群馬県障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱

(趣旨)

1 県は、障害福祉関係施設の施設整備及び設備整備に対し補助金を予算の範囲内で交付 するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県 規則第68号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、平成17年10月5日付け厚生労働省社援第1005003号厚生労働事務次 官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」(以下「国庫基準」と いう。)等により、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法 人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等(以下「社会福祉法人等」という。)が行う次 の事業を交付の対象とする。
- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設のうち、 障害児入所施設、児童発達支援センター、同法第6条の2第2項に規定する児童発達 支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問 型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う施設の整備事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に基づ く障害福祉サービス事業を行う施設並びに同条第11項に規定する障害者支援施設の 整備事業

(交付額等)

3 この補助金の交付額の算定は、「国庫基準」によるものとし、交付額は、「国庫基準以内の額」とする。

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。 ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
 - (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

- イ 建物等の用途
- ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、 速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入 の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければ ならない。
- (8) 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなけらばならない。
- (9) 社会福祉法人等は、当該補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により 補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、別 紙様式6により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税にかかる仕入れ 控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 補助金の交付決定前に事業に着手(事業を行うために締結する契約を含む。)することはできない。ただし、事業の性質等により知事がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

(申請手続)

5 この補助金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書を別に知事が定める日までに 提出して行うものとする。

(変更申請手続)

6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を 行う場合には、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(状況報告)

- 7 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙3の様式により工事に着手した日から 10日以内に、また、工事の進捗状況については、別紙4の様式により別に指示する期 日までに知事に報告するものとする。
- 7の2 知事は、社会福祉法人等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金 等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めると きは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを指示する ことができる。
- 7の3 知事は、社会福祉法人等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

8 この補助金の実績報告は、次により行わなければならない。

事業完了後1か月以内(4の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は翌年度4月3日のいずれか早い日までに、別紙2による報告書を知事に提出して行わなければならない。なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに、別紙5による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

9 知事は、8による実績報告書を受理した場合は、書類の審査、現地調査等によりその 内容を審査し、この補助金の交付決定の内容及び条件に適合するものであると認めたと きは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

(その他)

10 特別の事情により、3、5、6、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成6年3月9日から施行し、平成5年度の事業から適用する。
- 2 昭和61年4月1日制定の「障害福祉施設整備事業県費補助金交付要綱」は廃止する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の事業から適用する。 ただし、別表については、平成15年度の新規事業から適用し、平成14年度の事業 及び平成14年度からの継続事業ついては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月17日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成20年11月21日から施行し、平成20年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成24年5月30日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成25年7月10日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成27年7月23日から施行し、平成27年度の事業から適用する。 附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

 文書番号

 令和
 年
 月
 日

群馬県知事様

法人名

代表者名

年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金の交付申請について

このことについて、次により県費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申 請 額 金_____円
- 2 施設の種類
- 3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 4 事 業 計 画 別紙(2)のとおり (添付書類)
 - 歳入歳出予算書(見込書)抄本

番号年月日

群馬県知事様

法人名

代表者名

年度群馬県障害福祉関係施設等施設整備費県費補助金の事業実績報告について

年 月 日障第 - 号で交付決定を受けた 年度群馬県障害福祉 関係施設等施設整備費県費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報 告します。

- 1 施設の種類
- 2 施設の名称
- 3 精算額内訳書 別紙(1)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
- 5 歳入歳出決算書(見込書)抄本

群馬県知事

様

法人名

代表者名

社会福祉施設等施設整備費県費補助金による事業の工事着工報告書

所在市町村			施設名		設置主体	
			本体工	事費 円	直営・請負の別	
	○○造○○建 建物の構造及び両積 ○○㎡		ooo 工 導	事費 円	契約年月日	
是 150 情 是 X 5 面 模		経費内訳			着工年月日	
			計	円	完成予定年月日	

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12 月	1月	2月	3月
	本 体 工 事	金 額 %												
工事	○○○ 工事費	金 額 %												
工程	(以下、上記経費内訳 内容に記した工事費に	金 額 %												
予定	ついて記載すること)	金 額 %												
	숌 計	金 額 %			·					·				

[※]この報告書は、工事に着工した日から5日以内に県知事あて提出すること。

[※]経費内訳及び工事工程内訳は、必要時応じてて適宜修正すること。

年 月 日

群馬県知事

様

法人名

代表者名

社会福祉施設等施設整備費県費補助金による事業の工事進捗状況報告書

所 在 市町村名	施設名	設置主体	改築、 等 <i>の</i>	拡張	県費補助額	国費負担 (補助)額	月末日ま での出来高	3月末日ま での出来高	繰越見込高	県 費	国 庫	備	考
					A	В	С	D	100-D=E	$A \times E=F$	$B \times E=G$		
					円	円	%	%	%	円	円		
	슴 함	†											

[※]この報告書は、毎月の工事の進捗状況について、翌月の10日までに県知事あてに提出すること。

番号年月日

群馬県知事様

法 人 名 代表者名

年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金の年度終了事業実績報告書 このことについて、関係書類を添えて別表のとおり報告します。

施設名

			<u> </u>	又有			
	事業	費					田
交付決定	補助基本	額					円
の内容	補助金	額					円
	事業費支払実績見違						円
年 度 内	事業進捗	率					%
遂行実績	補助金受入	額					円
翌年度	事業	費					円
繰越額	補助金	額					円
事業実施	着工年月	日		年	月	日	
期間	完了予定年月	日		年	月	日	
摘要							

番		号
年	月	E

群馬県知事様

法人名

代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け群馬県指令障第 号で交付決定を受けた 年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について下記のとおり報告する。

記

1	補助金等に係る	予算の執行の適正化	に関する法律第	第15条に基	まづく額の確定	定額又は
	事業実績報告額					
		金			円	

2 消費税額及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金等返還相当額)

金	F
TIZ.	

(注) 別添参考となる書類 (2の金額の積算の内訳)